



宮運整第 705 号
宮運輸第 262 号
平成29年2月8日

公益社団法人 宮城県トラック協会長 殿

東北運輸局宮城運輸支局長



事業用自動車の運転者による飲酒運転防止の徹底について

事業用自動車の運転者による飲酒運転防止については、「事業用自動車総合安全プラン2009」において、「飲酒運転の根絶（ゼロ）」の目標達成に向け、関係者一丸となって取り組んできている中、昨年4月には、「事業用自動車にかかる飲酒運転防止の再々徹底について」（平成28年4月14日）を発出し、飲酒運転防止の周知徹底を図ってきたところです。

しかしながら、本年1月31日、県内の貨物自動車運送事業者の運転者が、酒気帯び運転により物損事故を発生させ、更に2月4日には、酒気帯び運転で信号無視をし、警察から求められた呼気検査を拒否したため検挙されるという事案が発生しております。

このような事案は、安全、確実な輸送を社会的使命とする自動車運送事業の信頼を著しく失墜させる行為であり、極めて遺憾です。

自動車運送事業者におかれましては、その責任の重大性を再度、認識され、同様の事案が発生しないよう、下記事項について徹底するとともに、「飲酒運転防止対策マニュアル」（下記資料）を活用するなどして運行管理者や所属運転者等に飲酒運転防止に係る対策を実施されるよう、貴協会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

記

1. 出庫及び帰庫時においては、運転者に対して対面点呼の実施により、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確実に確認すること。
2. 遠隔地の点呼時においては、運転者に携帯型アルコール検知器を使用させる等、点呼執行者が確実に運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
3. 運行時における飲酒の禁止を徹底し、運転者の健康診断、適性診断結果をもとに個人面談等を行い飲酒習慣や体質改善の指導を行うとともに、酒気帯び運転の危険性や法令遵守等について計画的かつ継続的に教育を実施すること。

(資料)

「飲酒運転防止対策マニュアル」は全日本トラック協会のHP
http://www.jta.or.jp/member/pf_kotsuanzen/inshuunten_boushi_ver3.pdf
からダウンロードしてください。



■酒気帯び運転容疑で男逮捕
気仙沼署は31日、酒気帯び運転の疑いで、仙台市若林区上飯田3丁目、会社員小山裕之容疑者(55)を現行犯逮捕した。逮捕容疑は31日午後3時ごろ、気仙沼市赤岩石兜の国道45号で、酒気を帯びた状態で大型トラックを運転した疑い。同署によると、45号沿いの商業施設の駐車場で工事用フェンスにぶつかる自損事故を起こし発覚した。

平成29年2月1日付け 河北新報（朝刊）

■飲酒検知拒否容疑でトラック運転手逮捕 石巻署は4日、道交法違反（飲酒検知拒否）の疑いで、石巻市広淵、トラック運転手三浦秀悦容疑者(61)を現行犯逮捕した。逮捕容疑は4日午前7時ごろ、同市門脇の国道45号で大型トラックを運転し、署員が求めた飲酒検知を拒んだ疑い。信号を無視した容疑者を署員が呼び止めた際、酒のにおいに気付いて呼気検査を求めた。

平成29年2月5日付け 河北新報（朝刊）